

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和5年9月21日（木） 午前10時00分～午後1時45分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 6番 今原ゆかり、
9番 長谷川広昌、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、
オブザーバー
議長（4番） 杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 14番 黒川 美克、
一般14名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹
総務部長、行政GL、市民部長、税務GL、

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第51号 災害応急対策又は災害復旧等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第52号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について
- (4) 議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- (5) 議案第59号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (6) 請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願
- (7) 陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (8) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情
- (9) 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承

願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件、請願1件、陳情4件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 1点ございます。

議案第53号につきましては、総括質疑におけます福祉文教委員会の付託に際しまして、議長より、総務建設委員会所管の委員についても説明のための出席を要請いただいております。

したがいまして、本日御出席をさせていただいておりますので、よろしく願います。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第51号 災害応急対策又は災害復旧等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (13) 今回のこの条例改正は、いわゆる新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条文の整備ということなんですけど、この条例の改正及び、この運用に関しても特に今回の条文の整備ということで、本市として何か対応が変わってくるのか、変化するもの、変わってくるものがありましたらお答えください。

答 (秘書人事) 特にこの条例改正に伴って、本市の対応が変わるものではないです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第52号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (12) 高浜北部老人憩の家を利用されていた方は、既に別の施設、たかぴあのことであるかと思えますけれども、そこへ移ったとのお話でしたけれども、この高浜北部老人憩の家を利用していた人が何人いて、

全ての人に移ったのかどうか。この2つ教えてください。

答（健康推進） 高浜北部老人憩の家を主に利用されていましたが、春日いきいきクラブの皆様方で、令和4年度から同じ地域にあります公共施設の春日庵に活動拠点の移転をしていただいております。

高浜北部老人憩の家につきまして、令和4年3月31日をもって閉鎖しておりますが、令和3年度につきましては、年間で延べ599人、1日当たり6.37名、令和2年度が年間609名で、1日当たり6.09名が利用されておりました。皆様方、移転先のほうで活動を継続していただいております。委員長 ほかに。

問（13） まずもって、ここの高浜北部老人憩の家はたかぴあに複合化されるということだったんですけど、今回春日庵のほうで利用されるということなんですけど、そうなった場合、春日庵は、当初は春日庵も廃止していくっていう話だったんですけど、今までどおり、取りあえず使っていくっていいのかっていうところと。これ大分大きな変更になってますかね。

それから老人憩の家なんですけど、高齢者の方がその都度荷物を持って老人憩の家に行くっていうのも大変だということで、その場所に利用される方が荷物を置きたいとか、皆さんで使うものを置きたいとか、いろんな御意見があったかと思うんですけど、そのあたりの対応とかについてはどうなのかっていうことと。

やはり、今、皆さん承諾しましたってことなんですけど、この利用者さん、変わらず、このまま利用できるということで、検討結果でよろしかったのか。その3点について、再度確認したいと思います。

答（健康推進） まず現状ですが、春日庵のほうで、いきいきクラブの皆様方は、役員会やたこづくりなど、クラブ活動を月4回程度、利用されております。

そして、春日庵で利用することについて、どうなのかという御質問なんですけど、いきいきクラブの方たちに対しては自らの生きがいを高めて健康づくりの推進をすることによって、心身の健康の増進を図っていただくことを目的としておりまして、健康推進グループとしましては、ク

ラブ活動の実施の利用許可の申請を行って、利用当日の責任者をいきいきクラブ、そして使用料をお支払いさせていただいております。いきいきクラブが屋内で活動できる場所を確保するという市の事業として実施しておりますので、特に問題はないかなと思っております。

そして、荷物等につきましてですが、利用される都度、いきいきクラブの会長さんのほうからいろいろお話があって、私どものほうで御協力できるところについては、荷物の搬出入についてもこちらでお手伝いをすることがあります。ということで、今のところは特に支障があるというようなことは伺っておりません。

問（13）引き続き、今使用料の話が出たんですけど、その使用料につきまして、今いきいきクラブのほうに支払っていただくというような理解だったんですけど、これについては、今までは多分、老人憩の家のほうで使用料がかからなかったんですけど、これいきいきクラブの負担になるかのということと。

あと、以前、たかぴあのほうでカラオケセットを用意して、それを各憩の家とかで回して使うような話があったんですけど、このいきいきクラブのほうではそういった使われ方の予定があるのかということ。

それから、今荷物の話をしたんですけど、搬入・搬出とかではなくて、やはりその場所に荷物を置いておきたいというお話があるんですけど、そういうことには対応できてるのかってということと。

あと春日庵に関しましては、いわゆる一般利用と同じっていう利用の仕方っていう理解でよろしかったんでしょうか。もしそれでなければ、目的外使用にもなるかと思うので、そのあたりについてはどのような見解か教えてください。

答（健康推進）春日庵の使用につきましては、使用料自体を市のほうが負担をさせていただいておりますので、クラブ自体の費用発生はございません。

そして荷物の件なんですけど、会長のほうから、支障はないんですけど近くにおけるといいなということで、イナバの物置みたいなものを設置できるかという相談を受けておりましたので、検討している最中でありま

す。

あと使用料の支払いの件ですが、市がいきいきクラブの活動をできる場所を確保して、そして、その市が確保した場所を使っていきいきクラブが活動しているというような状況となりますので、いきいきクラブは、市の事業として市が用意した場所内で活動しているにすぎないと。使用の権限の譲渡とか転貸とかを行っておりませんので、いきいきクラブが利用の主体者として自ら直接利用しているものではなく、使用の権限の自体は、市が確保している状態になると思います。

あと、たかぴあのほうで、移転をする際にカラオケセットの準備をしておったけど春日庵ではどうかという話なんですけど、先ほど申し上げたとおり、春日庵のほうでは、役員会とかクラブ活動事業を行ってはいませんが、カラオケ等は行っておりません。

問（13） 今後、カラオケとかやりたいって言った場合に、たかぴあさんにあるやつを誰がこれを運ぶのかという話をしたら明確な答えがなかったんですけど、そういう活動も今のカラオケのやつを使ってできるということでもよろしかったのかということと。

あと先ほどの、市の権限で市が確保して利用するっていうことが、ちょっとよく分かりづらかったんですけど。ということは、いわゆるいきいきクラブさんが場所を占有できるという理解ではないっていうことでもよろしかったでしょうか。

答（健康推進） あくまでも市の事業として場所を確保させていただいております。

答（福祉部） カラオケの機材につきましては、当初いきいきクラブの皆さんに使っていただく目的でたかぴあに設置をしておりましたが、ニーズがあまりございませんでしたので、今はカラオケセットは廃止をいたしました。

問（13） どうしてもちょっと私理解できないんですけど、そうなる、いきいきクラブさんが春日庵の一室とかを占有できるっていうことでのいいのか、ここを聞きたいんですけど、占有ではなくてそこをその時間だけ市が確保するということですかね。そういうことで、理解すればいい

んでしょうか。

答（福祉部） 春日庵をいきいきクラブが占有するのではなく、その時間だけ、私どもがお借りをしてお使いいただいておりますという状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について

委員長 質疑を行います。

問（13） これ8月23日付の中日新聞に、課税ミスで85万円損害賠償、高浜市、借地契約の地権者にというで、割合大きな見出しで記事が掲載されておりました。私はこの記事に大変な違和感を覚えました。

記事を読み進めていきますと、市側は課税ミスを認め、追徴課税分を損害賠償として支払うことで地権者と和解したとあります。

そこで、私の認識とこの記事にまず大きな隔たりがありますので、まずそこを確認させていただきたいと思えます。

この課税ミスという言葉は、あたかも課税すべきではなかった。あるいは、課税してはならないのに、市が誤って課税したため、損害賠償という形でその金額を賠償するというように読めました。

実際、事情を知らない市民からも、課税した税がなぜ損害賠償となるのか分からない。過去に遡り、課税徴収した税金を市が返すということができないといった声をお聞きしております。

そもそもこの課税は、昨年12月に住民監査請求で固定資産税の課税漏れが指摘されたため、市が慌てて課税したものであります。

したがって、私は、この課税自体は正しいものであると認識しており

ますが、まずここについて市の見解をお聞かせください。

答（税務） 今、議員から御質問のありました、課税ミスの件についてお答えさせていただきます。

税務グループは、令和4年6月以降の本件土地の使用状況を確認し、その土地の一部が地方税法第348条第2項第1号に該当しないものとして、令和5年1月18日にコンテナハウス等が設置されている部分394.92平米に対して、地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、平成30年度以降の固定資産税等を遡及して課税したものでございます。

以上によりまして、地方税法の規定に基づきまして税務グループは適正な課税事務の執行に努めたものでございます。

以上でございます。

答（市民部） 先ほど住民監査請求が出たから慌てて課税したというような発言がございましたが、それは全く事実ではございません。

要は、我々は令和4年6月中旬ぐらいにこの事実を把握し、その後、法令の確認、逐条の確認、現場確認等を行い、丁寧に手続を進めてきた結果が、1月ぐらいになったということでございます。

問（13） ということは、今の御説明でいくと、いわゆる課税ミスではなくて、課税漏れであったものを適正に課税した、いわゆる是正をしたということよろしかったですね。ここちょっと念押ししたいところなんですけど、よろしかったでしょうか。

答（税務） 先ほども申し上げましたとおり、税務グループとしては、適正な課税事務の執行に努めたものでございます。

以上です。

問（13） では、平成25年4月1日に土地所有者である元市長と高浜市が土地貸借契約書を結んでおります。

この契約書の第4条には、貸借期間の土地の借地料は無料とする。そのあとに括弧がありまして、地方税法第348条の第2項第1号及び第702条の2第2項の規定により、固定資産税及び都市計画税は非課税となっております。このように記載されておりました。

この契約書の締結について、誰がどのような判断をして、固定資産税

及び都市計画税を非課税とすることを契約書に記載したのか教えてください。

答（こども未来部） 誰がこの契約書を結んでいったかという話ですけども、その当時の所管は文化スポーツグループになりますので、文化スポーツグループが契約書を用意して、土地所有者さんにその契約内容を説明して、その内容で合意の上、契約内容を決裁をとって契約を締結していったと、そういう形になります。

問（13） 当時の文化スポーツグループが判断をしたという今御答弁だと思います。

このような判断ってことは、結局、固定資産税と都市計画税が非課税というのは、何に基づいてこれを非課税としたのかってということと、あわせてもう1問を追加したいと思います。税務グループと再協議があったのかどうか教えてください。

答（文化スポーツ） 市が駐車場という公共的な目的で使うということで、地方税法の条文に該当するというので、非課税という規定をしたということでございます。

問（13） すいません、答弁漏れです。

税務グループとの協議があったのか、なかったのか。答弁漏れお願いいたします。

答（文化スポーツ） 今手元に資料がありませんので、その確認ができません。

問（13） 平成25年4月1日に元市長と高浜市が契約を結んだんですね。それで、平成25年同年の9月、僅か5か月後にコンテナハウス設置に関する覚書という契約を元市長と吉岡市長が結んでるんですね。この契約を結んだ理由と契約内容についてお答えください。

答（文化スポーツ） 駐車場としてお借りしてからですけども、観光協会のほうから、観光情報の発信と鬼みちの魅力増進、そういった事業を行っていききたいというところで、この駐車場の一角をそういった事業に使えないかというお話がございました。

そういったお話を受けて、その場所を観光事業で使っていくという

ようなことを土地所有者の方にもお話をし、御了解をいただいたという経緯でございます。

問（13） 今ちょっと詳しく教えていただきましたんですけど、私がこれ覚書を取り寄せて読んだところ、地主である元市長がかわら美術館駐車場という利用目的であったものを市が営利活動を行うために、さっき観光協会って言ったんですけど、株式会社である高浜市総合サービスに転貸しをするっていうことが書かれてるんですね。

今まではかわら美術館の駐車場で使ってました。市が借りてたんですけど、そこを転貸しして、高浜市総合サービスがそこで営利活動を行います。高浜市総合サービスが観光協会に建物の賃料を支払って、観光協会がそこで営利活動を行うということだったんですよ。

ということは、先ほど申し上げてるようにコンテナハウス設置に関する覚書、だから地主である元市長は、高浜市総合サービスに転貸しすることを了解してたと思うんですけど、そういう契約でよろしかったですか。ここを確認したいと思います。ここすごい非常に大事なところで。

答（こども未来部） コンテナハウスの設置に係る覚書というところで、その内容にもありますように、コンテナハウスをその土地に設置することに関しては了解するという内容ですので、その理解でお願いしたいと思います。

問（13） そうなんですよ。だからこの覚書には、株式会社である高浜市総合サービスが観光案内所として使用するために、コンテナハウスを設置することに関して了解する。

それから、観光案内所では物販を実施するっていうふうに書かれています。これは当該土地の用途がかわら美術館駐車場という公共目的から株式会社が物販をするという営利目的に変わることになります。

当該土地の用途が変更になった時点で非課税とする理由は消滅するため、地方税法第348条第2項1号及び第702条の2第2項の適用を受けることはできなくなるため、先ほどの契約に記載されている、当該土地を非課税とする条項は違法な条項となるから、地方自治法第2条第16項及

び同条第17項の規定により無効となると思いますが、市の見解はいかがでしょうか。

答（副市長） 今、ずっとね、この間も決算特別委員会でおっしゃったように、倉田議員が資料を取り寄せて、熟知して、私は5分ぐらいで理解をしたよってということをおっしゃっておられたんで、そこでいろいろと今御質問をいただいております。

まずそもそもの話、確かに今私どもがお答えをした中で、コンテナハウスの設置については覚書のとおりでございますので、総合サービスが、駐車場としてお借りしたところにコンテナハウスを設置をしています。それは地主さんもそこに署名をしてみえるので御存じだという事実でございます。

しかしながら、質問の後段でおっしゃった、観光協会の事業という、いわゆる観光協会は、ここの観光事業として様々な市の文化財だとかそれから魅力を発信していくという大きな使命がございます。その事業をそこで行うということで、私どもとしては、やはりかわら美術館の拠点というコア施設のすぐ近く、駐車場であるということが、観光事業としてやっていくのであればということで、総合サービスが観光事業やってるわけじゃないんですね。そこは、誤解のないようにお願いしたいと思います。

観光協会が、そこで事業を展開するというので、私どももこれを認めて理解をしたからこういう形になったものですから、総合サービスが営利目的っていうことは全然違いますので、そこはしっかりと御認識をいただきたいと思います。

問（13） いや、全く違います、副市長。

これを観光協会と市が結んでいて観光協会がコンテナハウスを設置していたならまだ問題ありません。株式会社なんですよ、株式会社がそこに設置をして、観光協会から賃料をもらってたんですよ。総合サービスという株式会社、民間の会社が賃料をもらってたんですよ。これは確実におかしいですよ、今副市長が言ったこと違いますよ。

それから、先ほどの答弁。だから、平成25年に結んだ契約は、先ほど

の非課税となる部分は無効となるんですけど、その見解はどうなんですかかって聞いていることについてお答えいただいてないので、お答えください。

答（文化スポーツ） 御質問の中で、観光協会から賃料をもらっていたというような御発言がございましたが、土地に関して、そういうお金のやりとりがあったということは認識しておりません。

問（13） だから建物ですよ。株式会社である総合サービスがそこに建てて、そこで観光協会からお金を取って営利活動してたわけですから、それは問題があるでしょってことを言ってるんですよ。

それはいいんですけど、先ほどの私の質問、答えてくださいよ。まずそこを答えるべきじゃないですか。

答（こども未来部） 契約に、先ほど言われた都市計画税、固定資産税、そこが非課税という話の中で、それが、契約内容に当てはまらない状態っていう形が見られる中で、それを踏まえて税のほうをかけてったっていう流れになりますので、無効とかそういう話よりも、この契約書に基づいて、当初非課税、基づいてというわけではありませんが、現場としては非課税になったものがそれにそぐわない利用ということが確認という形で、実際課税がされていったということですので、そういう認識で損害賠償に至る流れということでございます。

問（13） だから、覚書が後からされたわけだから、最初に契約した契約書の非課税の部分は、これ無効になるんですよ。違法な契約になるからこれ無効になるんですよ。それを私は聞いているわけで、ちょっと課税とは別の話を聞いておりました。そこに関して全然お答えがないのかなと思うんですけど。

その後の契約書を見ると、令和2年4月1日、それから令和3年4月1日、令和4年4月1日と、毎年これ新たに土地の貸借契約書を締結しています。新たに締結したにもかかわらず、この契約書には本議案にも関係する使用目的に虚偽の記載が見られます。

それは、総合サービスにコンテナ設置の許可を出して、観光案内所で物販等の収益活動を行っているにもかかわらず、使用目的を高浜市やき

ものの里かわら美術館駐車場として、さも市が全面を公共の用に供して
るように見せかけてるんですよね。

この借地料の欄には、先ほどと同じように地方税法の第348条第2項第
1号及び第702条の2第2項の規定により、固定資産税及び都市計画税は
非課税と書かれてるんですね。

このように、使用目的を偽り、課税を逃れるための契約とも言われて
も致し方ない内容の契約を、元市長も承知で押印していますが、今言っ
た契約内容に間違いはありませんか。あるかないかだけでお答えくださ
い。

答（副市長） 確かに、契約内容、契約内容といって平成2年、3年で
したかね、その辺も同じような契約内容でやってるじゃないかっていう
御質問、それは確かに書面で残っておりますのでそこを別に否定はしま
せん。

しかしながら、今おっしゃったように、我々、別にこれをだます意味
だとかそんなふうに課税を逃れるって、当初から先ほど説明したように
そんなつもりでやってないんです。観光事業というのは、いわゆる観光
協会がやってますけど、市の事業の一環として様々な市の観光情報を情
報発信していただいたり、いわゆる特産品を販売していただくというそ
ういう流れの中でこれやってきておりますので、それがそういった形の中
ですずっとやってきたんだけど、今になってそこにまずかったところが
発生したから、それは監査の結果でもありますように、内部の連携が
うまくいってなかった、そういった形で課税の漏れが発生したからその
分についての損害を与えてしまった地主さんに対して申し訳ないという
意味で、今回、その部分をお支払いしたいという議案の内容ですよ。ね。
そういうふうに思っております。

答（市長） まず前提が全く間違っておりますよね。私どもは、賃料を
お支払いしてないですよ。土地にお金を払ってないんですよ、非課税
で。払ってないですよ。

それを課税逃れのために虚偽のっておっしゃいますけど、そんなこと
やる意味があるんですか。お支払いしてないんですよ、賃料。ただなん

ですよ、借りてるのは。

だから、今お話があったように虚偽のとか課税逃れだと言われる、そんな課題じゃありません。もうそれは地主さんに対し失礼な発言でございます。

それから、もう一つですね。もともとお借りして、本来は観光事業って、観光振興というのは市の事業ですよ、どこがやろうがね。

ただ、観光協会さんが市の事業としてやっていただくという認識で私どもは、駐車場ではないっていうところがありますけど、市の事業として観光事業をやっていただいておりますという中で、同じような、いわゆる非課税の中に考えてしまったところは課題なのかもしれませんが、その観光事業をやるに当たってコンテナを借りただけなんですよ。総合サービスさんが事業をやっているわけじゃないですよ。事業をやる上でパソコン借りますよ、机借りますよといった類いなんですよ。借り賃を払っただけなんですよ、観光協会が。株式会社が事業をやっているような、あたかもそういう発言をされましたけど、それも株式会社にとっても観光協会にとっても、またそれ失礼な話なんですよ。完全に曲解をされております。

問（13）　ということは、市長、今までいろんなところで答弁されてきたことがうそだったってことですか。

観光協会が総合サービスに賃料を払って、あの建物を使ってたって言ってたじゃないですか。それ、うそなんですか。

すいません、先ほどからの質問にまず答えてください。それが誠意ある答弁じゃないですか。まず先ほどの質問に対する答えを答えてから、市長、お願いします。まず答えてくださいよ。どういうことですか、これ。全然答えていただけないっていうのは。これ私たちが聞ける場ですよ。お願いします。

答（市長）　いや、答える前に前提が間違っとなるから言っとなるんですよ。

だから、観光協会がパソコンや自動車を例えばどっかから借りると同じなんですよ。それに賃料払ってるだけなんですよ。賃貸料ですよ。借りた借り賃を払ってるだけですよ。

総合サービスが事業やってるわけじゃないと何度も申し上げてるじゃないですか。そこが前提が間違ってますよと。

問（13） 何かおかしいですよ、今までの御答弁と。

「答弁あつとるじゃないですか。」と発声するものあり。

問（13） だって総合サービスの持ち物ですよ、あれは。総合サービスの持ち物で、そこを観光協会が借りてるから、先ほども言ってるように。

「委員長、市長。」と発声するものあり。

問（13） まだ話してます、市長。いいですか。

観光協会と市が結んでるならいいですよ、覚書。違いますよね。総合サービスと市が結んでるんですよ。株式会社ですよ、株式会社がそこに建物を建てただけで、それは固定資産税、非課税になりませんよ、市長。

じゃあ勝手に、よその非課税のところ建物を建てて、非課税にならない、非課税になる。おかしいです。

「委員長、市長。」と発声するものあり。

問（13） すいません。市長、勝手に発言しないでください。

先ほどから言っている質問にまず答えてください。お願いします。答えてください、ちゃんと。

答（市長） だから質問の前提が間違ってますから。何度も申し上げてるように、コンテナハウスって不動産ですか。不動産ですか、あれ。動産ですよ、あれ。そこに建てる許可はやってますけど、事業としてやってるのは総合サービスじゃないんですよ。

だから、パソコンや自動車を借りるのと一緒でしょって。借りて、観光協会が事業をやってると何度も申し上げてるじゃないですか。

総合サービスは、それは事業やってませんよ、貸してる事業をやって

ますけどね。

「だから貸してるんじゃない。」と発声するものあり。

答（市長） 貸してるのはパソコンや自動車と一緒にすわ。

問（13） さっきイナバの物置の話が出ましたけど、そこでもこれまずいですよ。

それから先ほどから言ってるように、まずお答えくださいよ。

令和2年、3年、4年と同じような契約をしているってことで間違いないのか。それに対して、地主である元市長も押印してますよねっていうことを、ちゃんとまずそれについて答えてください。

これきちんと議事録残さないといけませんから、きちんとお答えしてください。

答（副市長） それは先ほどきちんと申し上げましたよね。お答えしました。

問（13） ということは、私が言った内容に間違いないということですね。もし間違いがあれば訂正してください。なければないということ認識いたしますのでお願いいたします。

それから、非課税申告書を提出してる場合、契約に変更があった場合は、土地所有者は、新たな契約を交わした場合は、その契約書を市に提出する必要があると思いますが、情報公開請求では、元市長からそのような届出が市に提出されたという事実は確認できませんでした。市に土地所有者から新たな契約書の提出があったのか。それから、提出がもしなければ、この担当グループ、文スポですね。新たな契約書を税務グループに提出するように土地の地主に伝えたのか教えてください。

委員長 答弁を求めます。

答（税務） 非課税申請書につきましては、平成25年4月1日に提出された後は提出されていないため、非課税事由が変更されていることが確認できなかったところでございます。

答（文化スポーツ） 文化スポーツグループのほうから土地所有者の方

に、契約書の写しを税務のほうに出すようにというようなお話はしておりません。

問（２） 今関連してるところなのでちょっと確認だけさせてください。

高浜の市税条例第53号、こちらについて今回の公共に供する土地の部分については申告書不要と記載されております。

また、新たに課税が発生した場合、同様な条項については、新たに課税に関する申出の申告書が不要と書いてありますが、その辺いかがですか。

答（税務） この非課税の申請につきましては、やはり適正に、税務当局としては把握する必要がございますので、この平成25年4月1日付で非課税申請書を提出していただいたところでございます。

問（２） 改めて申告書の提出してもらったということで、今回、当初の4月1日の契約、一番最初の根本の契約の中で非課税ということですね。地方税法第348条の第2項第1号に基づいてということで記載があるので、それで十分足りると思っておりますので、そういう形でよろしかったですよね。

答（税務） 2番議員のおっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 市が高浜市総合サービス株式会社にコンテナ設置許可を出し、観光案内所で物販などの収益活動を行っている部分について、市がわざわざ全体を借りて、その大部分を転貸する方法をとったのはなぜでしょうか。教えてください。

答（文化スポーツ） 今、全体を、大部分をとということが御質問でありましたけれども、御記憶にある方も多いかと思いますが、敷地の中の一部ということ、しかも端のほうですので。お借りしてる目的はあくまでもかわら美術館の駐車場としてお借りし、その中で、先ほどから申し上げてるように観光事業として、市を盛り上げていく、そういうために駐車場の利用に大きな支障のない範囲のところ転貸することをお認めいただき、使ってきたという経緯でございます。

問（13） すごいこれ不思議なんですよね。平成25年4月1日に契約し

て同年の9月にすぐ転貸するっていうことにしちゃってるんですよ。

なぜ、これ土地所有者と高浜市総合サービス株式会社が直接契約を交わさなかったんですかね。それであれば何も問題なかったと思うんですね。

先ほどから市長は賃料はただだって言ってるんですけど、賃料がただであっても、固定資産税を無償としてるからそれ分が市に入るわけですから、市としてはそのほうが絶対よかったわけなんですよ。

有料で借りた場合を想定すると、市が公共目的で使用していないところに、公金、いわゆる皆さんの税金を使用するっていうことに、これ説明つかないですよ。これ分かりやすく理由を説明してください。なぜ総合サービスと土地所有者が契約を交わさなかったんですかね。それが正しい契約だと思いますし、そうしていれば、市としてはその固定資産税は正しく入ってたわけですから、市としてはそのほうがよかったわけですから、なぜそのようにしなかったのか、御説明をお願いします。

答（市長） 何遍でも申し上げてますけど、何遍言ってもお分かりにならないんですけど。

観光事業で観光協会が借りただけなんですわ。だから、総合サービスさんは賃料を払って建物を建てさせてもらうという話ではないんです、そもそも。そういう契約になるわけじゃないじゃないですか、だから。

問（13） だから何回も申し上げてますよね、市長。

観光協会が建てて観光協会と結んでいけば、これは何も問題がありませんでした。

違いますよ。株式会社と契約してるっていうところが問題なんですよ。

だから、株式会社がそこにコンテナハウスをつくりたかったら、土地所有者と株式会社が契約すればよかったじゃないですか。何でそれをしなかったのかということ。わざわざ市が借りてそれをただで転貸した。

これほかの自治体ではあり得ないって言いましたよ、私これいろいろ調べましたけど。まずもって公共の用に供しない土地については皆さんの税金で借りるわけですからね。でもただではありませんからね。今回ただだって市長言ってますけど、ただじゃないですよ。固定資産税、非

課税になってますから、本来入るはずの非課税の固定資産税が入ってませんからね。

だから何でそれをわざわざ転貸したのかっていうことをお聞きしたいんですよ。

答（副市長） 今までの経過の中で、平成25年8月に観光協会のほうから、せっかくの、先ほど私言いましたけど、美術館の駐車場だから、鬼みち沿いの絶好のところだからというところで、あそこでそういった事業展開をしたいという申出があった。そういった背景の中で、私どもは観光事業であるならということで、観光協会が主体にそこで運営をしていくということで、観光協会としては、そのときの状況、急遽決まった話の中で、総合サービスからそういったコンテナを調達したということですよ。

だから何度もそういうふうに言ってますから、市がそれを分かってやってやったということなんですけど。確かに、順序は、今おっしゃるように、そういった背景もあって、それを選択したということでございます。

問（13） では、なぜ土地所有者と観光協会が契約を結ばなかったんですか。

答（副市長） その当時はどういうふうな細かな話をしたかどうか分かりませんが、結果としては今こういった形で観光協会が営業する、いわゆる運営をする、それで総合サービスが箱物を貸すという形で。契約は、だから土地は地主さんのものですので、高浜市が地主さんとの交わしを交わして、その後にコンテナハウスの周辺整備という形に及んでおるんで、そのときは、なぜと言われてもそういう判断をして今の結果があります。

問（13） ということは、そのときの判断が間違ってたってことですよ。

これ、先ほど、令和5年1月に課税したって言ってるんですよ。令和5年1月に課税したにもかかわらず、令和5年度4月からの契約においても、いまだに、副市長、今間違ってたと私言いましたけど、いまだに、

全面を市が借りてその一部を転貸する契約してるんですよ。

市は公共の用に供するかわら美術館の土地として借りたいのであれば、必要最小限の土地を借りればいいんですよ。必要以上の土地を借りた場合は、管理責任が生じるんですよ。

なぜ市は必要な土地のみを借りないんですか。何か転貸ししなければいけない特別な事情があるのかお聞かせください。

なぜまたこの令和5年度の契約においてもそういうことをしてるのか教えてください。

問（9） 本来の、今回のこの損害賠償の条例なので、その条例についてのちょっと審議をしたいなど。

今、話が広がり過ぎて、それは一般質問とかほかのところでやるものなのかなっていう感じを受けてるんですけど。

僕はちょっと、この賠償責任の根拠のところを聞きたいんですけど。

「関わるから聞いてるんですから、ちゃんと答えてください。質問を途中で遮らないでください。答えてください。」と発声するものあり。

答（市長） 何回も誤解があるということは申し上げましたけど、まず、総合サービスから自動車を借りるように借りてるだけなんですよ。あれはもうそういうもんなんです。不動産ではないんでね、コンテナハウスというのは。だから、お借りしてるっていうだけなんで、置くときに置いてもいいですかっというふうに聞いたようなことは、契約に載っただけの話で、それが第一点です。

観光事業をやることが、公共の用に資することはないっていうようなことをおっしゃいましたけど。

「そんなことは言っていない。」と発声するものあり。

答（市長） 議員さんは、コンテナハウスを置くことが、置いたことは、いわゆる公共の用に於て、あたかもそういう御発言なんで、違いますよ

と。全て全体が観光事業なんですよ、観光事業。

不規則発言あり

委員長 静粛にお願いいたします。

問（13） だから、市長、大丈夫ですか。

先ほどから言ってるじゃないですか。観光協会と結んでいけば何も私問題なかったと思いますよって言ってるじゃないですか、聞いてますか、市長。別にそれは問題ないです。

違うんですよ。株式会社が入ってるからこれは問題になってますよ。だから、なぜ観光協会と市が結べるのか、もしくは土地所有者と観光協会がなぜ結ばなかったのかって聞いてるんですよ。それに関して全然答えがなくて、さっきの副市長の答弁だと、間違っただけをしたっていうことになりますし・・・。

委員長 今、市長を指名してますので。

「いや私まだ質問してましたよ、委員長、大丈夫ですか。」と発声するものあり。

答（市長） 失礼ですね。委員長、大丈夫ですかってどういうことですか。

「だって失礼じゃないですか。私が質問してるのに・・・。」と発声するものあり。

答（市長） どちらが失礼ですか、あなた。委員長大丈夫ですかって。私が言うことじゃないかもしれんけど、私にも言いましたけど。

不規則発言あり

委員長 静粛にお願いします。

答（市長） 何度も何度も申し上げたんですけど、観光協会が観光事業をやるために、市が、観光事業をやっていただくために観光協会にあそこを使っていただくことを許可してます。

ただ、置くことに関して、要は、車とかパソコンと一緒になんです。借りて置くことに関して、ここに置きますよっていうことを結んだだけで、そこにお金の移動もありませんし、そこで賃料を払ってるわけではありませんしね。観光協会がお借りするのに、持ってる持ち物が総合サービスの持ち物であるから総合サービスさんがそこでそういう契約をしただけのことなんです。それだけのことなんです。

問（13） 市長がこうやって出てきて一生懸命言うときってね、いろいろ問題があるときなんですよ。

はい、ありがとうございます。

だから何回も言ってるじゃないですか、私は市長に。観光協会と結んでいけば問題なかったんじゃないですか。ところが、これが総合サービスと結んでいて、総合サービスが観光協会から賃料を取ってるから問題ですよって言ってるんですよ。

これは完全に賃料を取って営利事業をやってるわけですから、これは完全に非課税にはならないんですよ。

ここの第3駐車場っていうのは、これ2本になってるんですよ、契約が。南側の大通りに面してるのが、森弥商店と契約しておりました。で、北側半分が元市長が契約してたんですけど。

今問題になっているこの損害賠償の場所の土地の利用実績についてをお答えください。

答（文化スポーツ） 先ほどの御質問の中で、観光協会と覚書を結んでいけばよかったという御発言がございましたが、コンテナハウスの所有は、先ほどから申し上げている総合サービスが設置しておりますので、総合サービスと締結したというところでございます。

それから、個人所有地のほうの利用実績ということで、この損害賠償の議案とその御質問の内容はどのように関わるのかは分かりませんけれ

ども、法人所有地、個人所有地という別ではなくて一体で駐車場という
ようなことで使っておりますので、土地別での利用実績ということはご
ざいませぬけれども、企画展などがありましたら、そちらの駐車場のほ
うをかなり御活用いただいているというふうに認識をしております。

問（13） これ利用実績、私情報公開したら、ふだんの利用実績は全く
なかったですよ。もし、違うのであれば言ってください。

それから、この議案の上程までにリーガルチェックを受けてると思
いますが、この議案について、弁護士の見解について教えてください。

答（文化スポーツ） 繰り返しになりますが、本件土地の利用状況がち
よっと損害賠償の議案に関わるのかどうかというところございますけれ
ども、今議員がおっしゃったのは、利用実績がないというようなことで
ございましたけれども、例えば土日ですとか、館内で行事があるときな
どは、かなり利用していただいているという認識でございます。

答（こども未来部） いろいろ法律の相談というところがございますけ
ども、そういった内容を踏まえて市のほうで今回このように動いとると
いうことですので御理解いただきたいと思えます。

問（13） ということは、今回のこの損害賠償というこの議案の出し方
については問題ないということではよろしかったでしょうか。

答（副市長） 問題ないと思って出しております。

問（13） 副市長ではなくて、弁護士がどうかってことですけど、弁護
士も問題ないということでお答えになったということではよろしかった
ですか。

答（こども未来部） 弁護士がどうのこうのではなくて、市としていろ
んな相談を踏まえた中でそのようにしたということではございます。

問（13） これ法律に関わってくるから、弁護士の見解をちゃんと聞き
たいんですよ。ましてや文スポに今弁護士が張りついてみえますよね。
その方からは聞いていないってことですかね、今の御発言だと。も
し聞いてるんであればちゃんとお聞かせください。今の答弁だと聞いて
ないってことなんで、私は聞いてないということで理解しますので、違
っていればお答えください。

それから、契約に反する行為があったというふうに総括質疑のほうでこども未来部長が発言しているんですけど、この行為っていうのは何に当たりますか。

答（こども未来部） 契約としては、先ほどもから話がありますように、固定資産税と都市計画税、そちらが非課税ということになっているところに対しまして、そういった非課税になるという要件を満たさなくなる形での使用という形になりますので、そういった意味でございます。

問（13） よく分からないんですけどね、今の答弁。これ非課税とできない土地を非課税とすることって、これ契約に反する行為にならないんですか。本来、非課税とできない土地を非課税としちゃったわけですから、これが契約に反する行為ですよ。

で、非課税とできない土地を非課税とするという契約を結ぶっていうことは、地方自治法の第2条第16項で禁止されている、法令に反してその事務を処理するという行為ではないんでしょうか。

また、地方自治法第2条第17項では、違法な行為、先ほど言ってるように無効であると規定されております。

つまり、非課税とすることができない土地を非課税とするっていう契約を締結する行為、その行為自体が違法であり、無効ではないでしょうか。

見解を聞かせください。

答（こども未来部） 先ほどからの話にはなりますけれども、今回この土地貸借契約書を結ばさせていただいて、その内容にそごが出ていることに対しまして、そのことで土地所有者の方が負ったというものを損害賠償という形で支払うということで、契約内容に基づいて、そのことを行っているということで御理解いただければと思います。

問（13） 契約自体がもうこれ違法な契約だから、無効になってるから非課税でないことはもう当たり前なんですよね。最初、平成25年4月1日に結んで同年の9月に覚書を結んでいるということは、平成26年1月1日の状態ではもうコンテナハウスが乗ってた状態なんですよね。ということは、一度も非課税にはできないはずなんですよね、これ。

課税漏れ、誤りっていうのはどこの自治体でもありますし、土地の利用方法についても、税務グループが市内全域を常にチェックすることはできませんから、今後も課税漏れや誤りは発生すると思います。

今回の議案が通った場合、課税漏れや誤りについて納税者からクレームがあった場合、損害賠償という形で保障されていくということになってしまいますが、そのような対応を高浜市は今後も行っていくんでしょうか。

お答えください。

答（副市長） 今後もということでございますが、それは今の件でもそうですけどケースバイケースで、やはり状況によって対応が違ってくると思います。

委員長 倉田委員に申し上げます。

質疑が長引いておりますので、簡明に行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

問（13） これすごく重要なことですからしっかり質疑させてください。

今回の損害賠償額は、過去5年間に遡って課税した分ということですが、覚書によると地積が2058.51平米になっております。正面路線価から考えてあまりにも課税額が少ないと思いますが、賠償額の根拠を詳しく教えてください。

答（税務） 課税の根拠につきましては、個々具体的な内容でございますので、地方公務員法第34条の市職員が職務上知り得た秘密であるとともに、地方税法第22条の地方税に関する調査、事務に関して知り得た私人の秘密でございますので、この場でお答えすることはできません。

問（13） 課税額でなくていいんですけど、賠償額の根拠についてお答えください。

答（こども未来部） その点につきましては、議案書に書いてあるとおりでございます。

問（13） ということは、2058.51平米が、これ契約書に書かれている平米数なんですけど、覚書による。これ分の固定資産税が賠償額っていうことになりますね。それでよろしかったですね。

答（こども未来部） 繰り返しになりますが、あくまでも議案書に書いてありますように、平成30年から令和4年度までの固定資産税、都市計画税、85万6,900円を納付いただいたということになりますので、その額を損害賠償として払う、そういう認識をしていただければと思います。

問（13） だから、私は覚書の面積とあまりにも乖離してるから聞いてるんですよ。

この金額が正しいかどうかというのを、はっきり言ってお答えいただかないと賛成できないですね。

今回の議案は、損害を賠償するというものになります。誰が、元市長にどのような損害を与えたのか。これははっきりしないと民法上のどこに当たるのか。損害賠償というのは、不法行為により請求されるものです。その損害が、今言ったように、具体的に民法のどの条項が適用されるのでしょうか。

それから、これ総括質疑で質疑がありましたが、この不法行為を行った職員の責任については明確にお答えにならなかったんですけど、職員の責任はどのようになるのでしょうか。一般的には懲戒処分の対象となりますが、お答えください。

答（こども未来部） まず、これは何に基づいて支払うかというところでございますけども、これは繰り返しになりますが、土地契約書の中には無料とする中で、固定資産税、都市計画税は非課税という条件で、お借りをしているというところで、契約書のほうにも、損害賠償で相手方が契約に定める義務を履行しない場合には、その損害を被ったときはそれを請求することができるという条項もありますので、こちらの契約に基づいて、お支払いをしていくということになるかと思われま。

答（市民部） 先ほどちょっと地籍とあまりにも面積がというような話の中で、覚書においては、設置場所として、その地内に設置するというふうに書いていると思います。

全体ではないということなんですけれども、その一部を使ってということで設置されたということで。固定資産税を賦課するときには、そういう名義や形式とか契約内容に関係なく、固定資産の性格とかその固定

資産が供されている用途、実態に着目して課税するというのが原則でございますので、そういう形式的なところで課税してるわけではございませんので、そのこのところ御理解をよろしくお願いしたいと思います。

答（こども未来部） 答弁漏れがありますのでお答えさせていただきます。

責任という話でございましたが、さきの総括質疑の中で繰り返しになってしまいますけれども、こちらにつきましては、やはり住民監査請求の結果からもありますように、当該土地を借りる所管グループ、また税務グループとの密の連携ということがしっかりされてなかったことに起因するものでございますので、まずはそこをしっかりとやっていくということが努めるべきものかなと考えておりますので、そのように努めてまいりたいと考えております。

答（総務部） 民法の第何条かということでしたが、民法の第415条でございます。

問（13） だから、今こども未来部長が言ったのが、契約に定めることを履行しなかったことに対する行為についてってことだと思っんですけど、その契約自体が無効な契約なんですよね、その非課税というところが。だから、それに対して損害は発生してないと思っんですけど。

先ほど言ってるように、非課税とするといったその条項は無効ではない、正しい契約であったという理解なのか。そこを確認したいと思います。

答（こども未来部） 契約書に書いてある内容とそごが出たので、是正をすると、そういう考え方かなと思います。

問（13） ということは、契約は全て有効という理解ですね。違っていたら御答弁してください。

それから、これ申入書のほうを元市長が市に対して提出されております。この内容について、どのような理由で申入れをして、それでこの損害賠償に至ったのか、理由を教えてください。

答（こども未来部） その点についても総括質疑でもお答えさせていただきましたが、5年間、土地所有者さんは遡及した課税額を納付してお

りますので、そのことについて検討を求める申入書を提出されたということでございます。

問（13） 総括質疑で答えた以上のものは、理由としてはないということですね。もしあればきちんとお答えください。なければならないというふうに理解いたします。

それから、これ1月に課税したということなんですけど、課税に対して、こういう課税されちゃ困るよということであれば不服申立てを行ってると思うんですけど、これ行ってみえるんでしょうか、地主の方は。

それから、行っていけば、いつどのような理由で不服申立てしてるのか教えてください。

答（税務） 固定資産税の納税通知書をお送りし、納めていただいたのですが、それに対しての不服申立てということはございません。

問（13） 不服申立てがなく、先ほどの話だと1月に納付されてるんですよね、5年遡った金額を。

不服申立てもないのに、さっき地主から市長に対して申入書は7月になってました、日にちが。何でちゃんと1月に課税してるのに7月になってそういうことになってるのかちょっとこれよく分からないんですけど、どうしてですかね。

委員長 答弁を求めます。

答（こども未来部） その時期がそのようにあるからってということで、それに対してそれがおかしいという意味合いが、私の中ではちょっと理解がよく分からないので、時系列としてはそのような時系列であったということだと思っております。

問（13） 要はこども未来部長は、課税されたのにそういう申入れがあったときに、不服申立てしてくださいよって言わなかったんですか、そこは。どうなんですか。

答（こども未来部） その不服申立てがなければ、申入書をしちゃ駄目とかそういうルールもないかなと思っておりますので。

それぞれ時系列の中で、そういうふうに今ある時系列で事が進んできたという認識でございます。

問（13） 令和5年1月18日に課税をしてということですよ。

ということは、課税をしたら本来、いやいやそんな課税をされても違うよ、契約と違うじゃんかっていうのであれば、すぐ納付しないと思うんですけど、すぐ納付をされていて、そこで一応納付したけど、いや納得できないと言え、普通は不服申立てなんですよ。

なぜ損害賠償という形にしてきたのかっていうのが分からないんですけど、そこをちょっと御理解できるようにお願いできないですか。

この間、3月とかすごく何回でも弁護士相談もされてるし。さっき弁護士の意見なんか全然教えてくれなかったけど、弁護士相談をされてるのに意見がないというのも不思議なんですけど。何でそういう形にならないんですかね、すごい不思議なんですよ。

私からすると、納税しなきゃいけないということで、納得して納税しましたって私は見えるんですよ。ところがこれがなぜか7か月後に不服申立てではなくって、申入書という形で出てる。あまりにもすごく不自然なんですけど、どうなんでしょうか。

答（市長） 誰がどうお考えになつとるかということをおもが答えることじゃないですよ。

これ、議会の審査の中の質疑で関係あることかもしれませんが、誰が誰かの心をおもんぱかってどうだとかそんな話は質疑にはならないというふうに思いますので、答えることができないですよ。

問（13） だから、普通はこんなの損害賠償に出てくるような議案じゃないから言ってるんですよ。いや損害賠償なんてこれあり得ないですよ。

私本当にこれあり得ないと思って、この夏休みにいろんな自治体に対する研修に行っている方に御意見聞いてきましたが、これ違法議案じゃないかとか付度議案だよなってすごいいろんな方から言われて、誰一人として、いや正しいですよなんて言う人いなかったんですよ。だから聞いてるんですよ。

先ほどから市長も、それからこれまでもこども未来部長が、今回は固定資産税と損害賠償でいってこいだからっていう答弁してるんですよ。

でもこの認識間違っていると私は思っています。損害賠償金へは課税さ

れないんですよ。

本来、市が借りて転貸するのではなく、元市長は、先ほど言ったように高浜市総合サービス株式会社と直接契約すべきです。

そうなると、借地料には当然所得税や市県民税が課税されますし、物販してる部分の固定資産税分も市に歳入として入りますので、市にとってはプラスになりませんか、そのほうが。こども未来部長のいってこいとか市長のいってこいって言うてる認識は私間違ってると思いますが、見解どうでしょうか。

答（市長） 百遍言っても多分お分かりにならないと思いますけど、観光協会の事業なんです。それに使うものを総合サービスから借りたという話なんです。

そもそも、総合サービスさんがそこで事業をやるために、その地主さんから土地を借りておるという認識じゃないんですよ、そもそも。だからもともと違ってますよと何度も言っておりますけど、お分かりにならないようなので、それにはもうお答えを何回繰り返しても一緒だというふうに思います。

委員長 ほかに。

問（9） 今回の条例に当たっての損害賠償を支出する根拠が知りたくて。さっき13番議員が、契約書のどこに書いてあるかっていうのを言ってくれて、契約書の中に契約不履行となったら損害賠償をするという定めがあるっていうのを聞いたんですけど、それが、実際、契約不履行があった場合に故意と過失、その場合に損害賠償してもいいっていうふうな解釈があるんですけど、そのときに、今回は過失に当たると思われるんですけど、その過失は何か教えてください。

答（こども未来部） その点につきましては、この契約の中身として、借地料は無料とするに当たって、その前提となる部分で、都市計画税、固定資産税は非課税という条件の下、合意をしたということに対して、その大本のこの契約書の内容にそぐわない状態になっていったってことで、そのそぐわない状態になることで、結果として、議案書にもありますように、その金額を土地所有者さんが支払うことになってしまっ

たので、しようとする要因となっているのは、契約書の内容を維持することができなかったことによりますので、土地所有者さんが支払ったものについて、市としてその支払いをしていくと、そういう理解です。

問（9） 中身は、おっしゃることは分かったんですけど、この税金の賦課っていうのも過失に当たるのか。税金を1回付加したことに對して、それも市のミスですよ、契約書のほうを優先して、今回の賠償額を払っていいのか、そこら辺、最後ちょっと確認をお願いします。

答（こども未来部） 税を賦課すること自体は、先ほど税務のほうで答えましたように、そこはきちんと法に基づいて必要な措置をしたということで、必要な措置をした結果、契約に基づく履行ができなかったということになりますので、市としてはその履行ができなかった部分について、今回、賠償をすると、そういう考え方になります。

問（2） 本来の損害賠償及び賃貸借の流れってというのが、本筋で聞けなかったので、ここでちょっと確認をいろいろさせていただきます。

まず、平成25年4月1日に締結された賃貸借契約。これは主に私は、賃貸借契約といった部分に重きを置いた契約だと思っております。固定資産税の非課税という形を後づけした形、相殺する形での契約だと思っております。

これにつけ加えて、所有者から非課税の申告書というものが提出されて、こちら行政手続法第7条に基づいて、それが履行されるということで、先ほど無効という話がありましたが、あえてこれ担保を取るために申告書を受け取られたなというふうに思っておりますので、まずそこを1点確認させてください。

答（税務） 今、2番議員がおっしゃられたとおりの見解でよろしいかと思えます。

問（2） それで、申告書の効力が発生して、平成25年の同年の9月、それから10月に覚書を締結されてるところで、先ほどかなりの質問があったと思いますが、これは市の事業を遂行するに当たってという説明がありました。

その中で、全部当局の判断というか、その所管の事項についてちょっ

と私のほうは確認させていただきたいんですが。

これ、かなり課税するまでの年月を経ておりますが、実地調査、現況調査、それぞれ、課税の申出、例えば課税があったとしても本人の申出は必要ないものですから、その辺、把握するのが非常に時間がかかったというふうに認識しておりますが。こちら、長年の税務当局の調査と判断によって課税されたものであるということを確認したいと思います。

お願いします。

答（税務） 今、2番議員がおっしゃられたとおり、今回、いろいろ調査等を行いまして、最終的には税務当局としては課税に至ったという判断でございます。

それから、先ほども答弁させていただいたんですけれども、事務担当の所管である文化スポーツグループと、当時非課税申請書を受け付けた税務グループ間との連携が不十分であったところが、年月が空いてしまったところでございます。

今後は、事務担当グループとの連携を図るとともに、立地調査を行うなど、固定資産の使用状況を把握し、適正な課税、事務の執行に努めてまいりたいと思います。

問（2） 先ほどの9番議員の質問と少し重複するかもしれませんが、最後の損害賠償の部分についてなんですが、こちら本来、一旦課税したものについては交付請求の下、地方税法第17条に基づいて、過誤納金の還付という形をとられると思うんですが、あえて今回、損害賠償にしたというところなんですが、連携不足による非課税認定の錯誤という部分があったのではないかと推察されますが、今回、賃貸借契約というところに重きを置いたところで、契約が不履行ということでもろしかったですでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

問（2） ちょっと補足します、答弁しにくかったと思いますので。

結局のところ、今回非課税云々というよりも賃貸借契約そのものを契約不履行という判断でもろしかったですでしょうか。

答（こども未来部） 損害賠償をするという今回の流れについては、そ

のとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 令和2年、3年、4年に再度、高浜市と地主と賃貸借契約を結んでいて、そこに、賃料は無料、固定資産税及び都市計画税は非課税って書かれてるんですよね。

これ、誰がそれを判断したんですか。誰が契約書を作成して、誰が非課税という判断したんですかね。

そこで非課税でなければ、まだ税務当局は課税できたと思うんですけど、税務グループと連携してなければ非課税なんて書けないですよ。そんな契約結べないですよ。非課税と文スポが判断することはできないんですけど。

これ、誰がそういう契約を、誰の判断でやったんですか。

答（文化スポーツ） 契約書のほうは、当時の担当者のほうが起案をして決裁されているというところがございますけれども、そもそも土地をお借りする最初的时候、先ほど質疑の中でも少し話題が出ましたけれども、非課税申告書というのが当初のときに出ている、それがそのまま生きていう認識の下、この条文ができていうふうに認識をしております。

問（13） 非課税申告書が出ていたとしても、令和2年、3年、4年に契約を結び直してるわけですから、なぜそこで非課税って文スポが判断できるのか分かりません。これ税務じゃないと判断できないことですよ、これ地方税法に基づく非課税なので。減免とか免除じゃないので、非課税なのでできないですよ。そこが間違ってるんじゃないですか。

答（文化スポーツ） 繰り返しになりますが、そもそも土地をお借りする経緯は平成25年4月1日にスタートしまして、それを継続してきているというところで、そのまま条文のほうを続けてきているということでございます。

委員長 ほかに。

問（13） ということは、ほかの土地でもこうやって非課税で、そのままずっと契約してるってことが多々あるってということですかね、これ

は。すごいこれ非常に問題だと思うんですけど、これからこういう問題が発生するっていうことですかね。

答（副市長） ほかの部分も御心配いただいての御質疑だと思いますが、その部分につきましては、私どもやはりこういったことが起きないようにきちんと今の契約等も含めて、一度確認をしてまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

委員長 質疑を行います。

問（13） 補正予算書及び説明書の54、55ページのまず歳入からいきます。

16款1項1目の財産貸付収入の旧高浜分院駐車場貸付収入につきまして、279万4,000円。これ何平米なのか。それから、この貸付料についてのどのような計算方式でこの貸付料になったのか、まずお答えください。

答（健康推進） 補正予算書55ページの旧高浜分院駐車場貸付収入の積算面積等につきましては、工事に必要となります敷地の面積が5,507.17平米となりますが、令和7年6月30日まで財産の無償貸付の御議決をいただいております旧高浜分院の底地の面積を差し引きますと、有償貸付の面積が2,911.31平米となります。

したがいまして、令和5年の課税標準額から面積按分いたしますと、1平米当たり1,440円となりまして、年間で419万2,286円となりますが、本年度の賃借につきましては3月までの8か月といたしまして、279万4,858円と積算しております。

問（13） では、歳出のほうに参ります。

58ページ、2款1項3目、市民予算枠事業についてお聞かせいただきたいと思います。

この市民予算枠事業の交付金ということで、マイナス計上されておりますが、こちらの内容について、どこのどういった金額なのか細かく教えてください。

それから、続きまして下の広報広聴事業の報償金ということで、シティプロモーションPRのための映像制作謝礼ということで50万円上がってるんですけど、これの詳しい内容と、この謝礼というのがよく分からないんですけど、これはいわゆる会社に出すものなのか、個人に出すものなのか、どういうものなのか、ちょっと詳しく教えてください。

答（総合政策） 補正予算書59ページの、まず市民予算枠事業の部分でございます。減額の理由でございますが、当初予算のときに計上予定をしておりましたが、その中で、実際、申請のときに、南部地区のおやじの会さんの市内緊急時メール連絡システムの運用を廃止するというところで、ここで約30万円ぐらいの申請がされなかった。あと、吉浜まちづくり協議会の部分で、多文化共生の関係で不法投棄対応の事業をやろうと思っておりましたが、ここは他団体と連携することでまち協での予算は計上しないというような形で、60万円ほど取下げたというところがございますので、そのほか、もろもろちょっとありますが、大きいところはそういったものがあって、執行残が残りましたので、その部分を減額というような形にしております。

次に、広報広聴事業の映像制作謝礼でございますが、こちら、原資としまして、高浜工業株式会社様より市の魅力発信だとかそういったようなこと、または次世代の成長につながるような、そんなような形でシティプロモーション事業に対しての寄附がございました。その趣旨を鑑みまして、なるべく若い世代に今後関わってもらいながら市の魅力が伝わるような、そういったシティプロモーション映像をつくれたらということで、企業に委託するのではなく、個人や団体さん、比較的そういった若い世代に関わってもらえるような活動をしている団体、映像をつくれ

るような団体、そういったところもろもろ関わっていただきながら、シティプロモーションの映像をつくっていきたいと考えておりますので、それぞれ関わっていただく団体様に謝礼としてお支払いをするというような形で、委託ではなく、映像制作謝礼というような形で今回計上をさせていただきます。

問（13） 多文化共生の事業について、ちょっと聞き取れなかったのもう一度お答えいただきたいのと。

それから、今のシティプロモーションなんですけど、となると、もう既にどこにお願いするかっていうのは決まってると思うんですけど、そうなった場合の団体とかっていうのはどういうところなのか。もう決まってると思うので、教えていただきたいと思います。

あと、その映像をつくったものをどのように活用されるのか、どのように市民に効果があるのか、そのあたりについても教えてください。

それから、引き続き、その下の12節委託料、地域日本語教育推進業務委託料。子供向け日本語教室ですけど、これも多分、随契でどこかでやられると思うんですけど、どちらがどの場所でどのようにされるのか教えてください。

答（総合政策） 補正予算書59ページの市民予算枠事業の多文化共生のものです。吉浜まちづくり協議会が、昨年度、次年度予算をつくるという検討のときに、外国籍の方に対する不法投棄の案内看板等々つくってやっていきたいというお話が出ておりました。ただ、これ決算のときにもありましたが、 트레이ディングケアというところが協働推進型の事業のところと同様の取組をやっておりました。なので、そこと連携することで、わざわざまちづくり協議会として重複するような事業をやらなくてもいいんじゃないかというようなことになりまして、この分はその団体と連携すればいいということで、まちづくり協議会として、市民予算枠事業を交付申請するということは、やめようというような形で、その分の執行残が出たというところでございます。

映像制作謝礼でございますが、まだどこに決まっているわけではなくて、今、日本福祉大学さんだとか、これまでのタカハマ物語だとか、そ

ういった映像を若い世代と一緒につくってきた団体さんもおりますので、そういったところにお話をしながらつくっていったらなと考えてございます。

みんなでまちづくり事業の地域日本語教育推進業務委託でございますが、これにつきましては、総括質疑の中でも少し答弁させていただきましたが、既に、地域日本語教育推進業務委託につきましては、多文化共生コミュニティセンターで行っております。そこで既にやっております日本語教育の部分につきましては、日本に滞在できるビザ、そういったようなものを持たずに来てしまうような方もいらっしゃいます。その方が滞在できるビザを取るまでの間、子供さんたちも学校に行けないというところございます。そういった子供が少し増えてきたというところがあったりとか、学校の早期適応教室で日本語の勉強をしても、なかなかその期間が終わってしまった後に、授業についていけないという子供たちも増えております。そういった子供たちがセンターに来るようになりましたので、そういったところで、日本語を少し教えていくという業務をプラスしたいというように考えましたので、その分、増額補正という形で、55万8,000円を計上しているというところでございます。

問（13） 先ほどの映像制作謝礼、まだ決まってないってことなんですけど、今話聞いてると、これ請負になると思うんですよね。なので、これちょっと謝礼というのがすごく違和感があると。そのあたり何か理由があれば教えていただきたいのと。

あと、この地域日本語教育推進業務委託料。これすごい今の御答弁で私めちゃくちゃ心配になっちゃったんですけど、ビザをとる間は学校に行けない子がいるってことなんですけど、これ高浜市においてはそういう対応なのでしょかっていうところと。

それから、そうした御家族の方もこれすごい非常に困るんですけど、どういう対応されてるのかなとすごく思ったんですよね。

それから、各学校のほうに日本語を専門に教える教室、くすのきさんでしたかね、高浜小学校にあったと思うんですけど、そのあたりの連携とかはどうされてるのかなというところについて、非常に私、心配にな

りましたので、そのあたりについてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の委託料として、総合住民情報管理事業、共通納税システム機能追加業務委託料がずっと昨日からお話がある、国保税がQRコードによって納入、皆さんが支払うことができるということのシステムなんですけど、これって、国保の特会でも上がってるし、税務で上がってるし、今回もここでも上がってるってことなんですけど、この3分野に上がってるっていうことの意味について、まずそこまで教えていただきたいと思います。

答（総合政策） 補正予算書59ページ、映像制作謝礼というところで、請負ではないかというようなところがございますが、一連の流れを全部、委託のようにお願いするのではなくて、その部分部分で協力をいただくというところになりますので、その都度、謝礼という形でお支払いをするということを考えておりますので、このような形で計上させていただきました。

あと、地域日本語教育推進業務委託料のところでございますが、実際、毎月の多文化共生コミュニティセンターの定例会の中でもお話をしておりますと、実際、先に親御さんが就労するということで滞在できるビザで日本に働きに来ている。そうした中で、後からお子さんたちが観光だとか、滞在できるようなビザじゃないもので来てしまうことがあると。そういったときに、ビザの切替までの準備の期間がありますので、そのビザがしっかり切り替わらないと、くすのきさんに入る要件を満たしていないので、入れないというところがございます。その間、やはりどうしても宙ぶらりんになってしまうので、そこを、先ほど学校教育との連携というのもありましたが、そちらのほうともお話をし、すみ分けをするという形で、現時点ではこういった形で対応していこうというような形で、今回、その分の増額補正というようなことになっております。

答（ICT推進） 補正予算書59ページ、共通納税システム機能追加業務委託料についてお答えします。

御質問の趣旨は、恐らく国保特会でも同じような委託料が上がってて、

同様に補正予算書61ページ、市税等徴収事業のほうでも共通納税システムの委託料があると。今回、ICT推進グループでも共通納税システムの委託料があり、合計3本上がってるので、どういう部分かという御質問と理解しましてお答えさせていただきます。

まず国保特会のほうについては、国民健康保険税を課税する側、いわゆる納税納付書を印刷する作業がありますので、そこにQRコードを表示する必要がありますので、その業務委託料、システム改修費用になります。

税務グループで上げている滞納システム改修業務委託料というのは、税務グループでも滞納整理システムというシステムを使っており、再発行納付書を印刷することがあります。そこにもQRコードを付したり、納付データを扱う。あとは未納額を管理する必要があることから、税務が使っているシステムの改修が必要になります。

最後、今回のICT推進グループの業務委託については、国民健康保険税をQRコードで読み取って納付されますと、共通納税システム、国のシステムから納付データが届くんですけども、その納付データを受領するために、最後、実際、幾らの額が納付があったのか、総合収納システムというのICT推進グループで、システムを改修する必要があります。コンビニで納付されたり、市金庫で納付されたり、税の納付方法は多様化してます。それぞれの納付データを総合収納システムで管理する必要があるんですけども、ICT推進グループの業務委託は、納付データを最後受領するためのシステムの改修費用ということです。以上です。

問（13） まず、先ほど、ビザを切り替える間は学校に入れなからってという話なんですけど、これ、大体何人ぐらい今いるのか。月に何人ぐらいそういう方が出てくるのか。

それから、私これすごい心配なんですけど、このビザの切替、大体、外国の方が見えると、両親そろって共働きのところが多いかと思うんですね、私の今までの経験上だと。そうなる、お子さんたちをすぐにどこかで、学校なり保育園なり、どこかで見てあげなきゃいけないと思うんですけど、そのあたりが今ないってということなんですか。高浜市は行

ってないからこういうことになるっていうことなんですか。どういう理解なのかなと。すごいここ心配なんですけど、そこについて再度お聞かせください。

それから、次にいきます。同じく、14節の工事請負費の情報系庁内LAN管理事業において、これ、おくやみ窓口の件ですよということで、非常に私も以前からお願いしていたことだったので、今回、このように予算を上げてやっていただくということはすごく評価したいんですけど。

まず、これ予約方法と窓口の場所についてお聞かせください。

答（総合政策） 地域日本語教育推進業務委託料の部分ですが、すいません、人数につきましては、手元に今資料がなくてそこまで把握しておりません。

ただ、くすのき等々も受入の人数が、定員が決まっておりますので、そこに入れる、入れないというところもあります。そうすると、やっぱりそのままクラスに入ってしまうことになりますので、そういったところで、やはり学校についていけないという部分も出てくる。

そういったものも今回の件で対応するということがございます。また、ではビザの切替まで学校に行けないのかということ、そこら辺につきましては、すいません、総合政策のほうでは把握しておりません。

答（ICT推進） 補正予算書59ページ、本庁舎LAN回線等工事費ということで、おくやみ窓口を令和6年4月からの開設に向けて今準備をするための工事費用になります。

御質問でまず1点目、予約方法についての御質問ですが、現在、2つ考えておまして、1つ目は、おくやみ窓口の案内チラシに掲載したQRコードを読み取って、インターネットからオンラインで予約する方法と、2つ目は、電話で予約する方法を考えております。

2つ目の御質問、窓口の設置場所がございますが、本庁舎1階市民窓口グループに設置します。北側玄関に近い、既存のカウンター1つを少し移動させて、パーテーションで囲んで設置する予定でございます。

問（13） 私は、やっぱり学校のほうの連携がすごい大事だと思ってるので、くすのきさんのほうに予算をつけて、学校に行く子は対応してい

ただきたいなっていう、そういう何か検討されなかったのかなっていうのと。

あと、やっぱり学校にまだ、就学年齢になっていないお子さんですね、そういう子もここで委託料でやってくっていうことになるのと、そうすると、親御さんがいる子だけの対応ということになるんでしょうか、この委託料というのが。何かそのあたりがちょっとよく分からないので。

これすごく重要な問題で、ビザを切り替える間の、もし親が両方仕事をしてて、子供はどうするんだっていう、そういう相談が 트레이ディングケアさんとかにもないのかなと思っていて、そういう相談があった場合はどうされてるのかについてもちょっと教えていただきたいなと思います。すごい非常に心配です。

それから、今、おくやみ窓口についてお聞きしてきましたが、これ1日何名の予約がとれるのか、何時から予約がとれるのか、それからその人数についても、なぜその人数になってるのかについて教えていただきたいのと。あと、1組当たりに要する時間というのはどれぐらいを目安にしていращやるのか教えてください。

答（総合政策） 地域日本語教育推進業務委託料の部分でございますが、もちろん、学校教育のくすのきのほうとも連携をしておりますが、答弁の中で1点説明が漏れておりましたが、実際、義務教育だけではなくて、16歳、17歳、中学校卒業年齢の子たちも来ることがございます。そういった子たちは、当然くすのきには入れませんので、そういった形で。

ただ、そういった子たちも親御さんとしゃべっていると進学をやっぱりしたいというようなことがある中で、そうすると、中学校卒業してすぐぐらいの年齢の子たちをやっぱりケアするものが今、正直、制度としてないというところがございます。そういった子たちが、日本語を覚えれるような機会をつかっていきたいということも、この中には入っておりますので、どちらかというところのほうは人数的にはちょっと多いというところがございますので、そういったことも含めて教育委員会とは、今後いろいろ連携しながら進めていきたいと思っております。

答（ICT推進） おくやみ窓口についての御質問にお答えします。

まず1つ目、1日何組の予約ができるかということで、今、準備をしてるのは、1日2組対応予定で検討しております。

次に何時から受け付けるのかっていうところも、今、現時点では、1日2組を午後、対応する予定で、1時15分からと3時15分からの2枠を考えております。

3つ目の御質問の、1日2組とした理由というか、妥当性のところについては、令和3年度、1年間に高浜市民でお亡くなりになった方が449人です。1年間の平日の日数を245日としますと、1日2組対応すると、245日掛ける2組で490組となり、仮にお亡くなりになった方の遺族の全ての方がおくやみ窓口を利用したとしても、計算上、対応が可能となることから、本市ではまず1日2組でスタートしたいと考えております。

1組当たりの所要時間の想定ですが、近隣市の状況を見ますと、所要時間について、早い方で10分、多くの方が30分から1時間、長い方で、1時間から1時間半、いずれもその方それぞれで手続の数が変わってきますので、想定時間に幅がありますが、本市では30分から60分を想定して、予約枠としては1時間半を設定しております。以上です。

問（13） 先ほどの地域日本語教室の話なんですけど、ということは、これはいわゆる今までの委託料の増額っていう理解でいいのかっていうところの確認なんですけど。その増額に当たっての根拠についてもお聞かせいただきたいのと、金額的な根拠ですね。これ 트레이ディングケアさん、すごいいろんな委託とかいろいろ請け負ったりとか、ちょっとこれ一度まとめてほしいなと思うんですけど。

おくやみ窓口に行くんですけど、これ先ほど令和3年度が死亡が449人っていう話だったんですけど、例えば冬とかで変な話、あと感染症とかが流行っちゃったりとか、もし何とかこの日にやりたいとかいう感じで3組ぐらい予約とか来るんじゃないかなっていう予測があるので、そのあたり、臨機応変にやっていただけなのかっていうところと。

あと、おくやみ窓口、本当に近隣市すごくいろいろやっていて、高浜市遅れてるんですけど。今後、高浜市でできる手続、どんなものができるのかっていうことと、あと近隣市と違いがあれば、それについてもあ

わせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、いわゆるイレギュラー対応。実は納税すべきものがされてなかったとか、いろんな対応があると思うんですけど、これ庁内のイレギュラー対応だったらすぐできると思うんですけど、いきいき広場のイレギュラー対応についてはどのようにされていくのか教えてください。

答（総合政策） 地域日本語教育推進業務委託料につきましては、議員言われるように、既に契約しているものの変更契約ということでの増額のものとなります。

また積算の根拠につきましては、この議会で御可決いただいた後、変更しまして、めどとしては10月から3月の火曜日から金曜日、各2.5時間ずつの97日分の対応をしていただく日本語指導のための一人分の賃金というような形の根拠となっております。

また、いろいろ取り組む分野が増えてまいりました。そういったのも加味しておりまして、今後、多文化共生推進プランということで、計画を少ししっかりとつくりまして、その中でいろいろ計画的に今後やっていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

答（企画部） 本庁舎LAN回線等工事費についての御質問ということでございますので、こちらにつきましては、おくやみ窓口を令和6年の開設に向けて、計上させていただいたものです。

詳細につきましては、今検討しているということですので、よろしく願いいたします。

問（13） 何か近隣市と特徴があるのかないのか、特に近隣市との違いはあるのかないのか、そのあたりの検討内容についてもお聞かせいただきたいのと。結局、何ができるかということがすごく重要なんですよね。

あと、すごくこれ不思議なんですけど、おくやみ窓口ってどこも市民課とか市民窓口のところがやってるんですけど、今回ICTさんが答弁されてるんですけど、ICTさんが進めてきた理由と、あと今後どのようにICTさんが進められてくんですかね。何か市民窓口とすごい遠いような存在になるんですけど。そのあたりどのように今後進められていくかについても教えてください。

答（企画部） 今、お話をさせていただきましたとおり、システムのハード的などところで、それに対する工事費としてICT推進グループのほうで計上させていただきます。

おくやみ窓口の今後の運営についての詳細は、市民部が検討して、システムのなところはICT推進グループと一緒に連携して進めていくということになるということです。

問（13） イレギュラー対応については答弁がなかったのですが、お願いします。

答（企画部） 先ほど来、御説明させていただきますが、検討中ということでございます。

問（13） すいません。イレギュラー対応についてはこういうふうにやりますってないと、この工事費だけでいいのかっていうのは分からないんですけど。イレギュラー対応に対してもこの回線の中に入ってるってことなんですか、その委託料が。それとも工事費とかもなくできるものなのか、どういうふうにされるんですかね。

市民の方、私もこのおくやみ窓口、多分使うことになった場合、何か離れてるもんですからどういうふうにできるのかな、本当にこの一口のところでできるのかなっていう。イレギュラー対応ありますからね、私も自分が経験してますから。

どういうふうにされるのかっていうところは何か決まってないってことですか、今ここまで来てるのに。

答（企画部） イレギュラーというのはどういったものを御想定しておられるのかよく分かりませんが、私どもはいろんなケースを想定して、今後、こちらの検討を詰めていきたいというふうに考えております。

問（13） いや、しっかりした検討とか計画を示さずにこういう補正予算を上げるということは、ちょっと信じられないんですけど。

では、引き続き63ページのクッキングスタジオの電気温水器設置工事費。これはなぜこの補正で出てきたのかについてお聞かせいただきたいなっているのと。

あと、会計年度任用職員の管理事業ということで会計年度任用職員報

償がいろんなところで上がってるんですけど。これ上げてる理由について、各グループでお聞かせいただきたいと思います。これ何で、どう上がってるのかよく分からないんですね。どこの部署のやつ、土木は土木なんだけど、何でこの会計年度増えるのか、それともただ単に報酬が上がるのか、時間外が増えたのか、ちょっとよく分からないので。

各グループごとにこの会計年度については、なぜこういうふうに今回補正で上がってきたのかについてお聞かせいただきたいのと。

あと、10款2項3目の学校建設費の庁用器具費が今回上がってるんですけど、これ多分、森林環境税の関係かなと思うんですけど。これたしか使える、充当できるところって何か規制があったと思いますので、具体的にどのようなところに充当するのかについてお聞かせいただきたいのと。

あと最後、10款5項5目の美術館・図書館管理運営事業についてお聞かせいただきたいんですけど。

まず、これ委託料の多目的トイレ。こちらについては、かわら美術館のほうでいいのかっていうところと。あと、これいつやるっていうことなんですかね。これ開館しながらやるってことなんでしょうか。そのあたりもお聞かせ願いたいと思います。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

答（地域福祉） いきいき広場クッキングスタジオの電気温水器設置工事につきまして、なぜこのタイミングかというお話ですが、ボイラーにつきましては、以前から調子が悪くて部品交換などで対応しておりましたが、今年に入り、5月頃、完全に動かなくなりましたので、現在、お湯が出ない状況にあります。

それで、今回、クッキングスタジオの温水器を設置して対応いたします。

答（秘書人事） 会計年度任用職員の補正の内容として御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、59ページ、2款1項1目総務管理費、ちょっと飛びまして65ページ、3款2項2目保育サービス費、同ページの6款1項1目農業総務費、67ページの8款1項1目土木総務費、その下の8款5項1目都市計画総務費でございますが、いずれも育休代替で会計年度任用職員を雇用するものでございます。

ちょっと戻りまして61ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらはおくやみ窓口を設置するため、新たに2名雇用するものでございます。

63ページ、3款1項1目社会福祉総務費でございますが、子ども健全育成支援員1名の雇用に伴うものでございます。

答（学校経営） 69ページの小学校長寿命化改良事業の庁用器具費についてお答えします。

まず、こちら森林環境譲与税基金を充てているんじゃないかということですが、こちらの基金につきまして、直接、管轄はしておりませんが、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当できると認識しております。

補正予算については、財務グループと調整の上、計上させていただいております。

それで、69ページの庁用器具費でございますが、7月末の臨時議会で御議決いただきました吉浜小学校長寿命化改良工事の仮設校舎の賃借期間の変更に伴いまして、改修の工程を組み替えて工事を進めていることから、今回、補正を上げさせていただくものでございます。

内容としましては、今年度、図書室や保健室等の改修を前倒しして行うことから、図書室の本棚やテーブル、保健室の長椅子などを購入する予算を計上させていただいております。

このうち、森林環境譲与税基金の充当については、国産の木材を使用

します図書室の本棚とテーブルを予定させていただいております。

答（文化スポーツ） 補正予算書69ページ、10款5項5目の多目的トイレ改修工事監理業務等委託料についての御質問をいただきました。

場所は本館の工事の関係でよいかという御質問ですが、本館で行う工事に係る委託料でございます。

それから、委託期間いつまでという御質問でしたが、来年3月下旬までを予定しております。

問（13） 育休の方はいいんですけど、それではなくて、子ども健全育成支援員の増員ということなんですけど、その増員に至った理由、補正で増員しなければいけなくなった理由について、その部分について御説明いただきたいのと。

あと、まずこの多目的トイレの話なんですけど、3月末までの委託ってことは今年度の3月末までに工事をやるということなんですけど、そうすると、開館中に工事をやるということになりますけど、どのようにされるのかっていうところが。その間は閉館してやるんですかね、どういう形でやられるのかについてもお聞きしたいのと。

あと、この屋上修繕工事費。これはこの間の総括質疑の答弁でいくと、今、倉庫として使ってる旧図書館の場所になるのかなと思うんですけど、そうなった場合、公共施設の推進プランには旧図書館が今後どのように活用されていくか分からないんですよ。例えば、中央公民館とかだと、多額の改修、トイレの改修もして畳も変えて屋上の防水もやって、それですぐ取壊しが決まっちゃったってところがあるもんですから、今回のこの改修、今後どういうふうに建物をしていくのかっていうのが全然示されてないんですけど、どういう予定なのかについてもお答えください。

答（秘書人事） 63ページ、3款1項1目、子ども健全育成支援員。なぜこの補正のタイミングかという御質問いただきました。当初予算の上では1名を予定しておりましたが、年度途中でもう1名雇用したいというところで補正をさせていただきました。

答（文化スポーツ） 補正予算書69ページの多目的トイレ改修工事の件

の御質問ですが、どのように工事をしていくのかということでございますが、これ改修の場所が1階の多目的トイレの改修ということになりますので、特に閉館をするということなく工事のほうを進めてまいります。

2点目の御質問の屋上修繕の工事費についてですが、総括質疑のときにお答えしたのは、いわゆる旧図書館ではなく本館の展示室にかかる部分、それから、「ライブラリーほんの森」にかかる部分とお答え申し上げたとおりでございます。

問（13） 子ども健全育成支援員をもう一人雇用したいっていう話なんですけど、その理由については今お答えがなかったもので、理由をお聞かせいただきたいのと。

あと、本館のトイレの改修なんですけど、トイレを改修することによって、これバリアフリー法に適合するための改修だと思うんですけど、なぜ開館してからバリアフリー法の改修をしなければいけなかったのか。本来であれば、条例がもう大分前に制定されてるわけですから、開館する前にやはりこれは適合するようにトイレの改修をすべきだったと思うんですけど、その理由についてお聞かせいただきたいのと。

屋上の修繕工事費がこのように出てきてるんですけど、これっていつ分かったものなんでしょうか。既にかわら美術館については、以前、長寿命化に関する委託費ということで多額の金額をかけて、どういうところが今後、維持していくためには必要な工事になって、どれぐらいかかるのかというのが出てきたと思うんですけど、そこには反映されていたものなのか、いなかったものなのか、そのあたりも含めてお答えください。

答（地域福祉） 子ども健全育成支援員の採用の理由ですけれども、昨年度途中で1名の方が退職されまして、当初予算計上時には1名の予算で確保しておりましたが、今年度に入りまして、もう1名採用ができましたので2名ということでお願いいたします。

答（文化スポーツ） まず、トイレの改修の件でございますけれども、これは決算特別委員会の中でもお答えしてきたかと思っておりますけれども、いろいろ相談しながらやってくる中で、バリアフリー法の適合の指摘が

あった。そして、3月補正のほうで多目的トイレの改修の設計費を上げさせていただきましたけれども、その設計が終わったので今回計上させていただいたというところでございます。

それから2点目の屋上修繕についてですが、いつ分かったのかということも総括質疑のときに少し触れていたかと思いますが、今年の6月に入ってから雨漏りが判明したということでございます。

それから、この修繕の費用、以前、調査費をかけて調査したではないかというところでございますけれども、そういった調査の中で当然いつぐらいにどんな手入れが必要かというような試算のほうを行っておりますので、そういった中には含まれるということでございます。

問（13） 含まれるっていうことは、これって今まで決まっていた大規模改修と違いますよね、多分。もし違ってるのであれば、今度の大規模改修ではこれは反映されない、ちょっとその辺がよく分からないんですけど。なぜここでまた雨漏りが出てきてやることになったのかっていうのがなかなかちょっと私には理解ができないので教えていただきたいのと。

あと、その下の補償金。これ多分さっきの賠償金の金額イコールだと思うのでそれに当たるのかなと思うんですけど、先ほどから市長が、いやコンテナハウスは固定資産税がかからないって言ってたんですけど、そうすると高浜市はこういう減価償却分の固定資産税って税が賦課されてないってことですか。

答（文化スポーツ） まず1点目の屋上修繕の工事の件でございますが、先ほど過去に行った基礎調査の話題が出ました。基礎調査というのは、今後も維持し続けるとしたらどのぐらいの費用がかかるのか、どんなタイミングでどんな改修とかを行っていくのがいいのかというところを試算として見込んだというものでございます。

その見込んだものを踏まえつつ、あわせて建物設備の実態も見つつ、不具合があれば予算を計上して対応していく。すぐに対応する必要があるれば財政状況を見ながらそういう計画のほうを見直していくというような対応をしております。

なぜ今かというところは先ほど申し上げたとおり、今年の6月に入っ

て、今までなかった雨漏りというところが発見されましたので、速やかに対応する必要があるということで今回の9月補正に上げたものでございます。

それから、2点目の補償金の話ですけれども、これは御見込みのとおり、先ほどの議案第53号の関係でございます。

答（市長） 私が答えたので私が申し上げますけど、私、固定資産税がかからないなんて一言も言ってませんよ。曲げて言ってもらったら困るんですけど。

動産か不動産かどうかですねっていう話をしたんですよ。償却資産だったら償却資産税がかかりますしね。

問（13） いや、それは建物は建物で別の話であって、私はずっとこの間、土地の話をしてるから、土地の上にコンテナを建ててそこで利益を得た以上は課税になるのは当たり前の話なんで。その上がどうなのかっていうことまで、市長、先ほどおっしゃったので。

申し訳ないけど、車とかパソコンとかと一緒にするのはちょっと違うと思いますので、ここをしっかりと理解していただかないと、これ全然議論かみ合いませんのでお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（9） 1点確認したいんですけど、予算書の62ページの3款1項6目老人憩の家等管理運営事業の高浜北部老人憩の家解体費が約660万円計上されてますけど、一応計算すると一坪当たりおよそ28万円ぐらいかかってるんですけど、一般の木造の建物の解体費が一坪3万円から5万円くらいって言われてるんですけど、このあたりの差の理由を教えてください。

答（健康推進） 解体工事費用につきまして、高浜北部老人の家では、憩の家に付随をいたします駐輪場であったり、構造物の解体、重機の出入りのための樹木の伐採や木の根っこを取り除くような作業、そしてコンクリートの通路や縁石の除去などの費用に加えて、物価の上昇や人件費の高騰が影響していると考えております。

問（9） はい、分かりました。多少高いかなという感覚的に思うんで

すけど、それって整地費も入った値段なんですかね。

答（健康推進） 整地費を含んだ金額になります。

委員長 ほかに。

問（13） 今のお話なんですけど、そうなると、この高浜北部老人憩の家の部分については、地主さんから土地を借りてるんですけど、この部分についてはお返しするっていうことになっているのかどうかの確認と。

それから、やっぱりこれどうしても納得できないんですけど、何で大山会館にここの老人憩の家を移すっていう考えにならなかったのかなってというのが不思議なんですけど、どうなんでしょうか。

答（健康推進） 現在、高浜北部老人憩の家につきましては、春日神社のほうからお借りさせていただいておりますが、解体工事が終われば来年度から賃借を取りやめるという方向でお話をしております。

そして、あと、隣にあります大山会館に移さなかったという理由の中では、大山会館のほうは特定の利用目的もありましたし、使用するに当たっては、春日いきいきクラブさんのほうではちょっと広過ぎるということもありましたので、春日庵を選択しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第59号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打ち切ります。

(6) 請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願

委員長 それでは、提出者の方は、意見陳述席に移動をお願いいたします。

陳述者登壇

委員長 ただいまより、意見陳述を行いますが、その前に、数点、注意事項を申し上げます。

意見陳述は、請願の趣旨、項目の範囲内に限ります。

時間はおおむね10分以内とし、事前に提出された請願書以外の書類等の配布を禁止いたします。

意見陳述後は退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、提出者より意見陳述をお願いいたします。

意見陳述（陳述者） こんにちは。

それでは、小・中学校の学校給食費の無料化について、意見陳述を申し上げます。

学校給食は、子供たちの成長にとって重要な役割を果たしています。

学校給食は食育と言われるように、教育の一環であり、憲法第26条は、義務教育はこれを無償とすると定めています。憲法に基づいて無償であるべきです。

全国で調査したところ、前回調査は260でしたが、今回、2023年は483に増えています。この後も増え続けています。

小中学校とも、給食費が今年度無償あるいは今年度実施予定の自治体は482、小学校のみは14、中学校のみは17です。小中とも無償の自治体は、全都道府県に広がっています。

高浜市では、2023年4月から小学校では1食270円が300円になり、1食30円値上げ。一人月6,600円。1年間で5万4,000円となります。中学校では、1食315円が350円に、1食35円の値上げ。一人月8,470円で、1年間では6万9,300円の負担となりました。これまでも、愛知県で一番高

かった給食費ですが、さらに高くなりました。

物価高騰で家計は大変。就学援助を申請したけど、所得が基準を少し上回っていて認められませんでした。お金のあるなしに関係なく、誰もが平等に給食を無料にしてほしいという声も寄せられています。

相次ぐ物価高騰の中で、愛知県下の自治体では、国からの交付金などを利用して、17自治体が給食費の無料化、または半額補助を期間限定で実施しています。

安城市では、SNSでつながった幅広い市民の運動が、6月議会で2学期からの無料化実施を決めました。

刈谷市は、6月から今年度内、小中学校の給食費無料化を実施します。

県内で、小中学校の給食費無料化は、期限付実施10市町、無期限実施が1市2町です。

名古屋市では、4月の市議選で22人の市議が保護者負担軽減や無料化を公約しました。9月8日の中日では、大府市も中学校給食を無料化すると発表しました。

食は基本的人権として、全ての子供に保障する現物給付の給食の無料化は、どんな家庭の子供にとっても安心して申請主義の就学援助制度と違い、全員に届く普遍性があります。

当市は、学校給食費への保護者負担を定めた学校給食法第11条を根拠にして公費負担を行っていません。しかしながら、この条項は経費の負担区分を定めたものであって、学校給食費への公費負担を妨げるものではありません。この見解は、日本共産党国会議員の質問に対して、政府が国会で明確に答弁され、明らかにされているところです。ゆえに、全国各地の自治体で、学校給食費に公費負担を行い、給食費無料化を図っているのです。また給食費への公費負担に対して、国からのペナルティも実施自治体にはかけられておりません。

よって、学校給食費無料化の見解と政策的姿勢を改めるとともに、国の交付金、地方創生臨時交付金や財政調整基金などを活用して、小中学校の給食費を無料にすべきです。

以上、請願趣旨を述べるとともに、未来の宝、子供たちに、学校給食

費無料化実現を願う本請願の採択をぜひお願いいたします。

陳述者降壇

委員長 これをもって、請願第4号の意見陳述を終了いたします。

陳述者におかれましては、退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、請願第4号、小・中学校給食費の無料化を求める請願についての意見を求めます。

意（1） ただいまの請願について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

請願にもありましたとおり、学校給食法に定めるところにより、高浜市では本年度1億6,000万円余りの予算をかけて、小中学校の学校給食の運営に当たっております。また、同法の定めにより、保護者には食材費に当たる給食費を御負担いただいているわけです。

確かに他市と比べると、当市の給食費が高い。そんな意見、御指摘もありますけれども、当市においては、各学校が自校式において、温かい、おいしい給食を提供している。そのことを考えますと、妥当な金額ではないかというふうにも思います。

そもそも、子供に食事を与えるというのは親の責務であり、責任であるというようにも考えております。我が子の食事代、給食費ぐらい負担することは当然のようにも思っております。

確かに社会情勢も変わり、コロナもあり、物価も高騰と、大変家計が厳しい、生活が困窮している、そんな御家庭もあることは存じておりますが、そういった家庭には就学援助等、ほかの方法によって支援をすべきであり、給食費を一括に無料にする、そういうことには当たらないと、そのように考えております。

よって、この請願に対しては反対とさせていただきます。

最後に申しつけますけれども、昨日も同僚議員が申しておりましたが、この請願に対して紹介された議員、その方たちから事前に何の相談もな

く、話もなく、通してほしいというようなこともなかったということは、この請願に対して、本当に真剣に考えているのかなということを思うと、非常に残念に感じます。以上でございます。

委員長 ほかに。

意（12） 今回出された請願書の署名数2,577筆。3月に出された署名数1,416筆を900筆以上も上回る数となって、学校給食費の無償化に対する市民の関心の高さ、子育て世帯の期待のあらわれであると思います。

今月7日、先ほどお話ありました、大府市が3学期、来年1月以降、私立中学校の給食費を恒久的に実施するとの発表がありました。県内では、安城市、飛島村、豊根村に次いで4例目となります。

財政が厳しい中、無理に無料化を進めると、中長期的に給食事業を維持できなくなる可能性を心配する声が以前ありましたけれども、そうであるならば、刈谷市のように時限的に無償化を実施することも一つの方法ではないかと考えます。

物価高騰、ガソリン代の高騰に苦しんでおられる中、4月からの学校給食費の値上がりと、子育て世帯の方には追い打ちをかける状況となっております。

したがって、子育て世帯を支援する本請願に賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（9） 請願の趣旨は理解します。しかしながら、本市の政策、財政等を総合的かつ将来的に考えると、私は責任を持って給食費を今後、永久的に本市の自主財源を使って無料にするとは言えません。

やはり無料にするのであれば、持続可能な財源を確保しなければならないと考えます。加えて、市政全般の政策を総合的に考え、自らの責任で市政を運営していく立場、またはそれを目指すものでなければ、私はこのような無料化は市民の皆さんに軽々しく言ってはいけないと思っております。

なお、市の答弁においても、現在のところ給食無料化はできないということであります。

よって、本請願には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（13） 私は賛成の立場で申し上げたいと思います。

先ほど自校式で温かい給食が食べれてると申しておりました、1番議員が。これにつきましては、ほかの自治体でも愛知県内では自校式で温かい給食を出してるところがございます。それでもなぜ高浜市だけこんなに高いんでしょうか、給食が。私は非常に給食の高い費用については今後研究をしていきたいと思っております。

それから、給食に関しては親の責務というようなお話がございました。しかし、給食は食育であり、私はこれも教育の一環であると考えております。ですから、私は逆に無償化が当たり前ではないかという思いでおります。

それから、先ほど紹介議員から相談がなかったっていうような御意見もございました。確かに相談しておりません。しかし、多くの市民が署名を出し、求めていることですので、ぜひとも市民の声を聞いて無償化に舵を切っていただきたい。

そして先ほど財源のお話もございました。先ほどずっと議論しております、かわら美術館の第3駐車場におきましても、利用していない土地に対しては、返して、その分きちんと固定資産税を入れていただく。ほかにもこうした土地があります。こうして財源確保に努めれば、給食費の無料化にそれを充てることに対しては、市民の理解をしっかりと得られることだと思っております。

私は本当にこの間、あまりにも税金の無駄遣いが多い。特に図書館。こんなばらばらにして本の冊数も減らしたにもかかわらず、2,300万円も年間の委託管理運営費が上がってしまった。こうした少しずつの無駄遣いを集めれば、これはできる施策であります。特に、今、高浜豊田病院に出しているいろんな補助金もそれも・・・。

委員長 請願に対する意見をお願いいたします。

意（13） ですから、財源はあるということ言ってるんです。高浜豊田病院に出してるお金、これ全て集めれば約3億円です。3億円もかか

りません、これ小学校、中学校無償化にした場合。

ですから、やろうと思えば市の一般財源でやれることですから、しっかりそこは行政として考えていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第4号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) 本陳情に関しまして、市政クラブを代表して賛成意見を述べさせていただきます。

陳情趣旨に述べられているように、未来を担う子供たちが夢と希望を持ち、健やかに成長していくことは全ての国民の思いであります。子供たちを取り巻く教育環境、教職員の負担軽減など山積する課題に対応し、全ての子供たちが平等で行き届いた教育を受けるために、少人数学級は保護者、教育関係者の願いです。

そのためには、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善は必要不可欠と考えます。また、教育の機会均等と一定水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国庫負担率2分の1の復元は必要な措置だと考え、賛成といたします。

委員長 ほかに。

意(12) 将来を担う子供たちの教育はいつの時代においても重要です。

不登校者数が年々増加している中、現場の教職員の方々が子供一人ひとりに目が行き届く環境、少人数学級の拡大が必要です。また、義務教

育費国庫負担制度の国庫負担率を引き上げ、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（9） 少人数学級の推進や計画的な定数改善については、早期に実施していただきたいと考えるとともに、義務教育費国庫負担金制度の堅持及び拡充についても、ごもっともなことだと考えますので、本陳情には賛成です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

（8） 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（12） 全ての国民は経済的地位等によって教育上差別されず、等しく教育を受ける機会を与えられなければならないという教育の機会均等の理念に基づき、親の所得にかかわらず、子供が安心して学校を選択できるよう、現在の公私格差を是正するために市独自の授業料助成制度の拡充を求める本陳情には賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（11） 私は陳情第12号に対して市政クラブを代表して、反対の意見を述べさせていただきます。

子供が特徴のある私立高等学校で学ぶことで、更なる成長につなげたいとの思いで負担を覚悟で通われてる御父兄もお見えになると思います。

高浜市では、所得制限があるものの200万円以下で2万4,000円、200万

円から350万円で1万2,000円の補助金を出しております。この補助額は、近隣の西三河の中でも非常に手厚い補助額になっております。ほかにも、奨学金支給等の教育活動の推進に力を入れております。

高浜市としての情勢を踏まえると、これ以上の補助金の上乗せは難しいと考えられますので、この陳情第12号には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（13） 私はこの陳情に対しては、趣旨採択とさせていただきたいと思っております。

現在の物価高騰に伴い、家計の負担はますます大きくなりつつある中、こうした陳情を求めるお気持ちはよく分かります。

ただ、私が一番危惧していることは、やはり、現在、全国的に見ますと、人口減少による子供の人数が今後減っていくということで、学校の統合化やそれから高校の閉鎖など様々な問題が出てきております。

私は、私立高校も大切かもしれませんが、やはり公立高校を堅持していく、しっかり今ある学校を堅持していくことが重要かと思っております。

ですから、私立高校を無償化して私立高校に流れてしまい、公立高校がなくなってしまうということに対しては、非常に危惧をしております。

それから、例えば、大都市のように私立高校が多く、子供たちの選択肢の幅が狭いようなところでは、やはりそれなりの私立高校への支援がもう少し必要かもしれませんが、当市におきましては、公立高校が近隣市町では幾つかありまして選択肢もありますので、趣旨採択とさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

(9) 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める
陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) それでは、市政クラブを代表いたしまして、この陳情に対して、趣旨採択で意見を述べさせていただきます。

私立の高等学校というのは、公立高校と並び教育を担う大切な場である、それは間違いないと思っております。

しかし、私立学校というのはそれぞれ独自の特色があり、学校設備等、教育環境にもやはり差があるものだというふうに思っております。その差がある以上、私立と公立の費用負担にも差があるのは致し方がないのかなというふうにも感じております。

全ての子供たちが、経済状況にかかわらず平等に教育を受けられる、そんな理想も分かりますし、請願の趣旨も理解できます。

しかし、国の財政状況等を考えると、今回の陳情に対しては趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 年収910万円未満の世帯が無償化されて、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校の約半数の家庭には、依然として大きな学費負担があります。

私学も公教育であり、学費の公私格差是正、教育の公平は重要であり、国の就学支援金制度の拡充は必要であると考えます。

また、公立と同一水準の教育条件確保のために、財政的に不安定な私学に対し、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充することを求める本陳情に賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号についての意見を

終了いたします。

(10) 陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) 本陳情につきまして、市政クラブを代表して、趣旨採択で意見のほう申し上げます。

広域的な教育機関であります高等学校は、国、県が主体となって支援することが責務であり、特色ある教育を進める私立高等学校に対する助成の拡充は、一定の公私間格差につきましては容認すべきところもあるのではないかと考える一方、学びの自由を保障することについては否定するものではありません。

陳情書にあるとおり、国の制度の見直しも段階的に進んでおり、今後も私学助成関係の予算については引き続き動向を注視していくべきであると考えております。

よって、陳情の趣旨は十分に理解できますので、趣旨採択をお願いいたします。

委員長 ほかに。

意(12) 愛知県では高校生の3人に1人が私学で学び、私学は公立高校と同じ公教育の場として大きな役割を担っております。

全ての子供が私立をも自由に選択できることは重要であり、そのために授業料助成と入学金助成の拡充を求める本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第51号 災害応急対策又は災害復旧等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第52号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について

挙手多数により原案可決

- (4) 議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第59号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

委員長 次に陳情第12号、第13号及び14号について、趣旨採択との御意見がありましたので、採択に当たり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

(6) 請願第4号 小・中学校給食費の無料化を求める請願

挙手少数により不採択

(7) 陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

(8) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

(9) 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める
陳情

挙手多数により趣旨採択

(10) 陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める
陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午後1時45分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長